

業 務

法令の規定により専属的な権限とされている法令業務及びそれ以外の任意業務を行う。(農地部会(又は総会)の平均年間開催回数は約12回)

1. 法令業務

(1) 業務内容

農地法に基づく農地の権利移動の許可、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定等農地の利用関係の調整等に関すること。

食料・農業・農村基本法制定以降、新たな法令関係業務が追加。

- ・株式会社形態の導入に伴う農業生産法人制度の見直しにおいて、その担保措置として農業委員会への定期報告、勧告・あっせん等の業務を追加【12年の農地法一部改正】
- ・中山間地域等直接支払い制度の集落協定に関連した農業委員会の耕作放棄防止の取り組みと農地のあっせん活動【12年度】
- ・構造改革特区における農業委員会の関与【14年度導入予定】

(2) 法令業務の動向

全体的傾向

法令業務の処理件数は、全体として減少傾向にあるが、農業経営基盤強化促進法に基づく業務の割合が増加している。

- ・ 処理件数 60年 788千件(100%) 12年 593千件(75.3%)
- ・ 利用権(農業経営基盤強化促進法関係)の構成比率
60年 19.4% 12年 36.1%

表 - 17 農業委員会の業務の処理件数
法令業務

	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成11年		平成12年	
	処理件数	構成比	処理件数	構成比	処理件数	構成比	処理件数	構成比	処理件数	構成比	処理件数	構成比
農地法	767,456	88.8	635,522	80.7	620,734	81.1	454,421	74.1	381,131	66.1	379,122	63.9
第3条	382,537	44.3	315,314	40.0	256,786	33.6	160,471	26.2	132,714	23.0	130,596	22.0
第4・5条	338,916	39.2	279,006	35.4	318,093	41.6	258,466	42.2	213,572	37.0	211,184	35.6
第20条	46,003	5.3	41,202	5.2	45,855	6.0	35,484	5.8	34,845	6.0	37,342	6.3
農業経営基盤強化促進法	96,845	11.2	152,476	19.4	144,323	18.9	158,626	25.9	195,647	33.9	214,112	36.1
合 計	864,301	100.0	787,998	100.0	765,057	100.0	613,047	100.0	576,778	100.0	593,234	100.0

(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

任意業務

			昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成10年	平成11年	うち 実施農委割合
			処理委員会数	処理件数	処理委員会数	処理件数	処理委員会数	処理件数	処理委員会数
農委 法 第 六 条 第 二 項	農地等の利用関係のあっせん等(1号)	処理委員会数	2,278	1,757	1,617	1,059	860	878	27%
		処理件数	26,003	21,297	14,821	9,808	10,423	9,539	-
	農地の交換分合等のあっせん等(2号)	処理委員会数	753	421	770	690	1,124	708	22%
		処理件数	6,584	3,257	21,996	23,679	23,308	23,962	-
	農業・農村に関する振興計画の樹立及び実態の推進に関する事項(3号)	実施委員会数	1,763	1,376	2,501	2,331	2,316	2,390	74%
		うち 単独	100	92	131	100	82	58	-
		共同			713	419	340	330	-
	農業生産の推進、農業経営の合理化に関する事項(4号)	実施委員会数	1,601	1,373	2,683	2,659	2,657	2,734	85%
		うち 単独			561	546	525	473	-
		共同			1,257	1,316	1,288	1,255	-
	農業生産、農業経営に関する調査及び研究(5号)	実施委員会数	1,709	1,445	2,895	2,801	2,792	2,848	88%
		うち 単独			1,000	1,012	965	972	-
農業及び農村に関する事項についての啓発、宣伝(6号)	実施委員会数	2,937	2,739	2,965	2,875	2,853	2,900	90%	
	うち 単独	429	569	1,247	1,269	1,310	1,196	-	
同条 第 三 項	意見の公表	実施委員会数	444	331	217	158	149	147	5%
		回数	857	707	443	339	263	278	-
建 議	実施委員会数	839	670	653	557	594	602	19%	
	回数	1,247	929	831	646	679	683	-	
答 申	実施委員会数	998	858	544	283	221	217	7%	
	回数	2,007	2,104	1,485	855	858	850	-	

(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

注: は、総農業委員会数(3,223)のうち、各任意業務を実施した農業委員会数の割合である。

「共同」とは、農業委員会が実施主体となり他機関と共同で業務を実施したものである。

処理件数の事由別内訳

処理件数の状況（法第6条第1項）

ア 農地法、その他の法令によりその権限に属させた農地等の利用関係の調整、自作農の創設維持に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法及び特定農山村法によりその権限に属させた事項

イ 土地改良法、その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合、これに属する事項

ウ その他の法令によりその権限に属させた事項

表 - 18 法第6条第1項関係事務（農地法及び農業経営基盤強化促進法関係）
処理件数（平成12年）

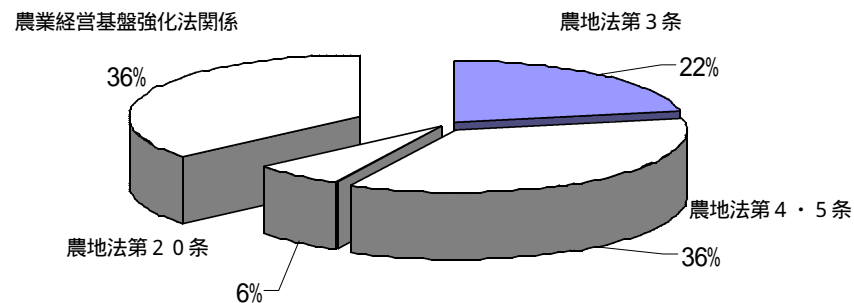
処理件数		593,234
農地法関係	第3条	130,596
	第4・5条	211,184
	第20条	37,342
農業経営基盤強化促進法関係		214,112

注) 3条：農地法第3条の権利移動の制限（許可、不許可、届け出件数）

4・5条：農地法第4、5条の転用制限（許可、届け出件数）

20条：農地法第20条の賃貸借解約等の制限（許可、不許可、通知件数）

図 - 6 処理件数の状況（農地法・農業経営基盤強化法）



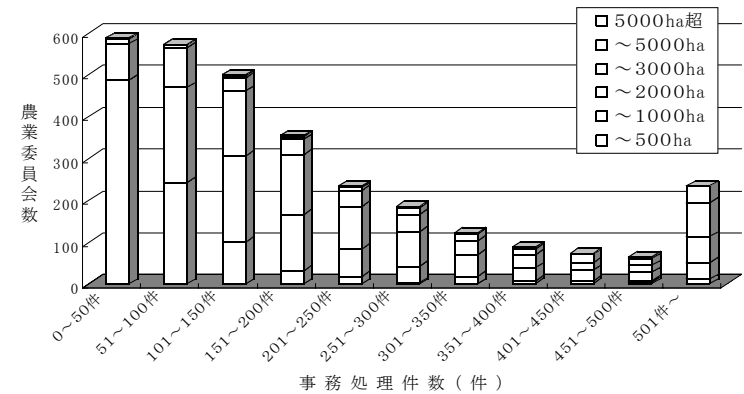
「農地の移動と転用」による。

農地面積規模別の処理件数（都府県）の状況（法第6条第1項）

農地面積規模500ha以下の農業委員会は、年間事務処理件数が100件以下の割合が高く、500ha超～1,000ha以下の農業委員会は51～250件の処理件数に集中している。

また、500件を超える処理件数の農業委員会は、2,000haを超える農地面積の農業委員会の割合が高くなっている。

図 - 7 法第6条第1項関係事務に係る規模別処理状況（平11，都府県）

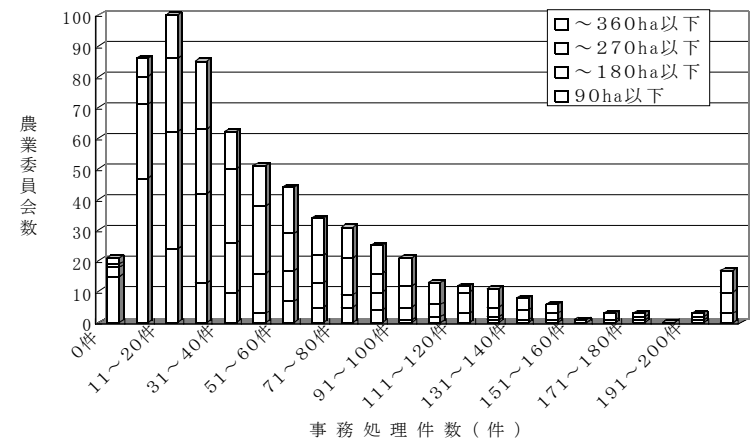


小規模農業委員会の処理件数

農地面積が360ha以下の比較的規模の小さい農業委員会（都府県）の事務処理件数は、11～40件に該当する農業委員会が最も多い。

また、90ha（法定面積）以下の小規模農業委員会における事務処理件数は、20件までに該当する農業委員会が多くなっている。

図 - 8 360ha以下の農業委員会における法第6条第1項関係事務に係る規模別処理状況（平11，都府県）



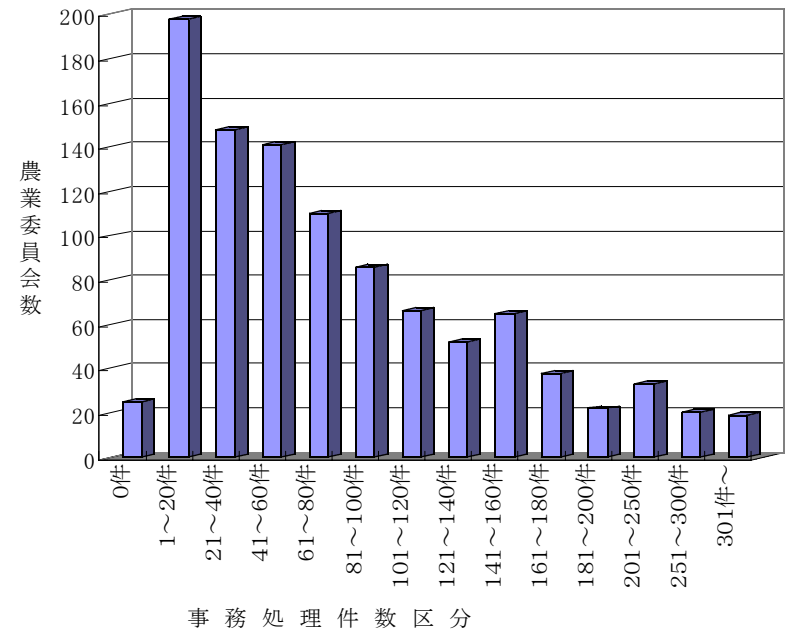
（農林水産省経営局構造改善課調べ。）

選挙委員定数10人の農業委員会における処理件数

選挙委員定数が下限(10人)の農業委員会数は、平成11年に1,023委員会、総農業委員会数(3,223)の約3割を占めている。

選挙委員定数10人の農業委員会(1,023)における法令業務の処理状況は、比較的処理件数の少ない農業委員会の割合が高く、年間0~20件に該当する農業委員会数は223となっており、約2割を占めている。

図 - 9 選挙委員定数10人の農業委員会における法令業務の処理状況 (平成11年)



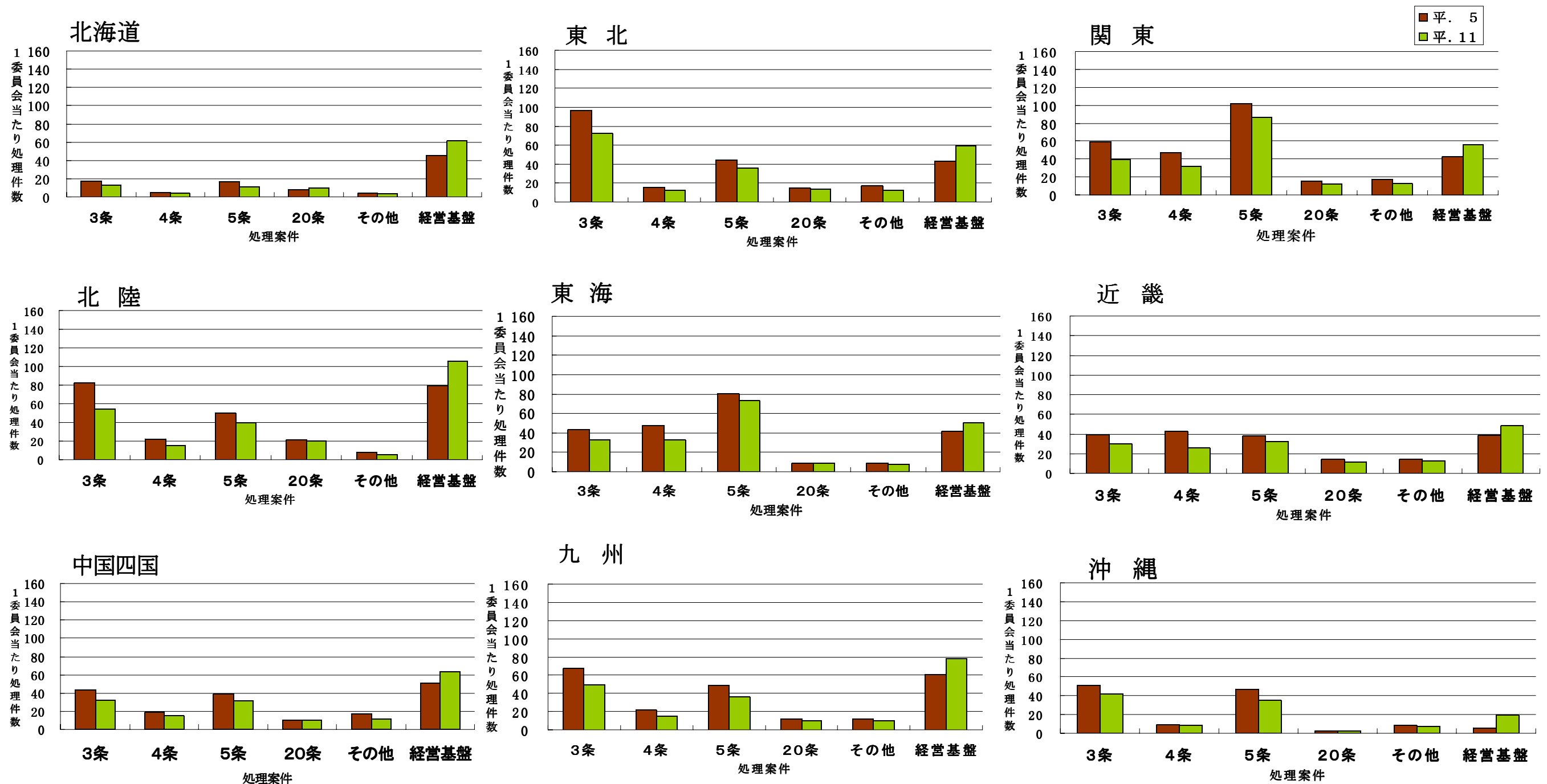
(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

法令業務の地域別動向（1農業委員会当たり処理件数）

ブロック別に法令業務の1農業委員会当たり処理件数（図-10）をみると、農地法に関わる処理件数については、同法第3条に関する処理件数は減少傾向にあるが、東北、北陸については、他ブロックに比較し処理件数が多くなっている。一方、同法第4、5条に関する処理件数は、平成5年、11年ともに関東、東海で100件を超える処理件数となるなど、法令業務の内容については地域別の特徴がみられる。

農業経営基盤強化促進法関係の処理件数は、平成11年に北陸では100件を超えるなど、いずれのブロックも平成11年は平成5年の処理件数を上回っている。

図-10 ブロック別法令業務処理件数（1農業委員会当たり；平.5，平.11年）



（農林水産省経営局構造改善課調べ。）

注； 3条：農地法第3条の権利移動の制限（許可、不許可、届け出件数）
 4、5条：農地法第4、5条の転用制限（許可、届け出件数）
 20条：農地法第20条の賃貸借解約等の制限（許可、不許可、通知件数）
 経営基盤：農業経営基盤強化促進法関係処理件数である。

2. 任意業務

農業者の代表である農業委員で構成されていること、法令業務を通じて「土地と人(経営)」に関するノウハウを蓄積していることを活かし、次のような農地の流動化、担い手の育成等構造政策の推進を中心とした業務を行っている。

ア 農地等の情報を一元的に整備・管理し、これを基にして優良農地の保全、担い手への農地の利用集積等の農地関係業務の円滑な実施。

イ 認定農業者への農用地の利用集積に向けたあっせん・調整活動、農業関係機関・団体の実践活動総合調整等の実施。

ウ 簿記記帳・青色申告など農業者の経営知識の普及・指導、農業者年金、農地関係の税金等を中心とした相談活動の実施。

活動内容

(1) 農地関係

主な事業	内 容
農地に関する情報基盤の整備	農地関連業務を円滑に実施するための基礎的資料である、農地基本台帳(農地・農家についての資料)及び地図情報を整備・電子化し、農地の管理、有効利用等を促進する。
農地流動化地域総合推進事業(利用調整支援事業)	認定農業者からの利用権の設定を受けたい旨の申出及び農地移動適正化あっせん事業に基づく権利移動のあっせん

(2) 経営体の育成・経営指導

主な事業	内 容
農業経営管理能力向上支援事業	経営管理能力の向上を図るため、認定農業者等を対象として、簿記記帳・青色申告の講習活動等を行う。

・農業者年金業務

(内容) 農業者年金加入資格者の認定、経営移譲年金の受給資格者の認定等の業務を行う。

・農地保有合理化促進事業

(内容) 担い手農家への農用地等の集積による規模拡大を促進するため、都道府県農業公社が買入れ、又は借入、規模拡大農業者に売渡し又は貸付ける。

3. 農業委員会の活動事例

《 担い手への農地の利用集積の推進 》

Y県・I町農業委員会

農作業受託を含めた農地の利用状況を集落単位に農地利用現況図として整理し、その現況図を活用した集落での合意形成活動を推進し、認定農業者等への農地利用の面的集積を図っている。

T県・H町農業委員会

農業者と膝を交えた集落座談会・相談会を開催し、農業委員が能動的に農地流動化の趣旨の徹底と今後の農業経営の意向調査結果を踏まえた利用権設定の働きかけを積極的に行い、認定農業者等への農地の利用集積を促進している。

S県・I町農業委員会

全農家に対する農業経営意向調査を実施するとともに、水稻共済台帳と農地基本台帳とのチェックにより、農地の掘り起こし活動を徹底して、利用権設定面積を2年間で倍増（62％→105％）させた。

また、担い手不足地域の農地利用の受け皿として、JA出資の農業生産法人を設立している。

T県・N町農業委員会

毎年稲作の収穫が終わる時期に町内7カ所(旧村単位)で「移動農地銀行」を開設し、認定農業者等への農地の利用集積についての合意形成や利用権設定の事務手続きの相談等を行っている。

O県・G町農業委員会

N市やI市に在住する不在村の農地所有者に対し、農業委員会が出かけて農地相談会を行っている。

パソコンで地積図を示して所有農地の場所や面積の確認、担当地区の農業委員が事前調査してきた現在の農地の状況等を説明し、農地の利用権設定等の相談を行っている。

《 農地の保全、遊休・耕作放棄地の解消 》

M県・U町農業委員会

農閑期の12月に「農地耕起の日」を設定し、住民総参加で遊休農地の耕起作業を実施。農業委員会、町、JA等で構成する遊休農地活用検討委員会が中心となり、毎年重点地区を決め、関係者が一斉に耕起作業をするよう呼びかけている。

耕起後は展示ほ場として新規作物や景観作物を栽培したり、認定農業者への農地集積をするなど有効活用に結び付けている。

I県・U町農業委員会

遊休農地現況調査（平成8年より実施）で毎年、遊休農地が増加していることが明らかになり、11年度から遊休農地解消運動を実施。

町単独事業「遊休農地等畑地活用推進事業」（農業委員会が認定した遊休農地に作付けを条件に耕作者に10万～1万円を交付）を創設するとともに、遊休農地現況図を作成し、遊休農地の所有者（145人）の意向調査を実施し、貸付希望を確認し、農地の利用権設定を行っている。

K県・H市農業委員会

農振農用地の現地調査により荒廃農地57㌃を確認。解消対策の一環として、市民から「農地整備ボランティア」を募集し、農業委員や地元農業者と共に荒廃農地の草刈りと耕起を行い、サツマイモと落花生を植え付け、福祉施設や幼稚園に掘取りをしてもらい活動をPRしている。

また、市民ボランティアと農業委員との意見交換会を実施し、今後の農業のあり方や農地の管理について話し合いを行っている。

S県・K市農業委員会

全農家に対する意向調査をもとに、農用地一筆毎の情報を地図上に表し、遊休・耕作放棄地の解消を最重点課題として、農業委員が戸別訪問により、所有者による耕作の再開や認定農業者等への利用集積を推進している。

《《 認定農業者を中心とした地域の担い手への支援 》》

Y 県・S 市農業委員会

認定農業者等の支援を充実させるためには農業者に一番身近な農業委員の力が必要との考えで、農業経営改善支援センターの事務局を市農林課から農業委員会事務局へ設置替えするよう市長に要請し、平成10年度に実現。

農業委員とJA各支所の担当者、支援チームの連携で認定農業者等への農地利用集積、再認定への誘導、掘り起こし活動を実施するとともに、農業委員と認定農業者との交流会も毎年実施している。

I 県・A 町農業委員会

農業委員会の日常活動において、農業への新規参入者に対する支援を実施。

特に、農地確保において農地所有者や集落との間に入り、仲介役としての機能を積極的に果たしている。

K 県・A 町農業委員会

認定農業者制度のPRや農地利用集積、複式簿記の記帳指導を農業委員会が一手に引き受け、町の担い手対策をリードしている。認定農業者等の経営改善の基礎となる簿記の記帳講習会は毎月一度開催し、受講修了者のなかには既に農家を指導できる人も育っている。

K 県・T 町農業委員会

農業委員個々の認定農業者の掘り起こし目標を設定し担当集落で推進活動を展開し、11年度に50人の新規認定農業者を確保。

また、各農業委員が担当する認定農業者を月1回訪問し、経営改善計画の達成を図る上での課題等について意見交換を実施するとともに、毎月第1火曜日に農業委員による「農家相談室」を設け、農地を中心とした色々な相談に対応している。

《《 地域の世話役としてのきめ細かな活動 》》

H県・O市農業委員会

農業委員が担当地域の集会や各種相談会・説明会、または戸別訪問など、地域や農家に足を運ぶいわゆる「出前活動」の取り組みを積極的に推進している。

地域の世話役としての開かれた相談窓口としての認識と姿勢のもとに農業者の声を汲み上げる活動を行っている。また、出前活動で把握した農業・農村現場の課題や問題点は、建議や意見として公表し、解決に向けて取り組んでいる。

N県・N市農業委員会

家族経営協定の推進のための女性農業者との懇談会を開催し、そこでの意見を踏まえて、家族経営協議の締結の指導を盛り込んだ建議書を市長に提出し、市をあげての家族経営協定の推進を図っている。

その結果、これまでに23組が協定書を締結するとともに、女性の農業者年金加入にも結び付けている。

K県・F市農業委員会

「行政と農家の“橋渡し役”」として、農業委員がキメ細かく現場の声を聞き、それを取りまとめて行政への建議・要請活動を行っている。

その結果、「条件不利地域担い手助成金交付事業」などの地域の実態に即した制度・施策の創設に努めている。

O県・T市農業委員会

農業委員が学校・PTAと協力し、地元小学生の食農教育として、小学校の稲作体験学習（学習田活動）、地元中学校の授業で農業経験や地域の歴史などを生徒に話し、食べ物と農業のきずな、命の大切さを伝える活動などを行っている。

また、小学校の先生や給食調理員を対象にした「農業みてあるき」や学校教育田のあり方の意見交換会を開いている。

K県・N市農業委員会

市に対して地場産米の学校給食導入の建議を行うとともに、農業委員会自らが教育委員会や農協等に働きかけ、市内の小学校、幼稚園で地元産米を使用した米飯給食をスタートさせた。

さらに、児童と生産農家の交流、農作業体験、日本型食生活の普及などの取り組みに結び付けている。

《 《 農地情報等の的確な把握・活用体制の整備 》 》

T県・S市農業委員会

農地地図システムの導入で、無断転用の防止に向けた農地の現況確認への活用や、意向調査で得られた情報（規模拡大や離農意向）を地図上に色分け表示し、視覚的にわかりやすい資料を作成・提供することで、認定農業者等への利用権設定へ向けた取り組みに大きな役割を果たしている。

I県・M町農業委員会

農地基本台帳の電子化で、相続・分筆等農業委員会を経由しない情報も適切に管理できるようになり、各種会合で使う統計資料や耕作者名簿の作成が可能となった。

また、出入り作も多数あるため、関係市町村との情報連携、出作先の実態把握など広域的な農地情報の管理にも効果を上げている。

M県・K町農業委員会

農地の有効利用を図るため、農地基本台帳及び農地地図を電子化し、農地情報の一元管理に努めている。

農家意向調査等の結果を利用して「後継者不在農地分布図」「遊休農地分布図」等を作成し、集落座談会等で農家の理解を得ながら担い手への農地利用集積活動に威力を発揮している。

《 《 農業委員会広報紙等の発行状況 》 》

農業委員会広報誌を農業委員会独自に発行している農業委員会数

816委員会

うち年1～2回発行している農業委員会数	684委員会
3～4回発行している農業委員会数	115委員会
5～8回発行している農業委員会数	8委員会
9～12回発行している農業委員会数	4委員会
13回以上発行している農業委員会数	1委員会

市町村広報紙等を活用している農業委員会数

887委員会

うち年1～2回発行している農業委員会数	615委員会
3～4回発行している農業委員会数	182委員会
5～8回発行している農業委員会数	51委員会
9～12回発行している農業委員会数	37委員会
13回以上発行している農業委員会数	2委員会

独自発行している農業委員会と市町村広報紙を活用している農業委員会の合計

1,703委員会

4. 農業委員会交付金

(1) 交付金(法律補助)

ア 法令業務に要する経費で委員、職員に要するもの(法第2条第1項)

イ 法令業務に要する経費で農地等の利用関係に関する調査、資料の整備に要するもの(政令第1条)

(配分基準)

- a 農業委員会数 (3割)
- b 農家戸数 (2割5分)
- c 農地面積 (2割5分)
- d 特別の事情 (2割)

(2) 補助金(予算補助)

農業委員会が行う農地利用、経営の合理化等に関する調査等各種事業に対し補助金を交付

表 - 19 農業委員会交付金の推移

(単位;百万円)

昭和60年	平成2年	平成7年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
14,810	14,810	14,810	13,625	13,329	13,062	12,795